

(目的)

市政について基本的な事項を定め、執行機関と議会のあり方と責務を明らかにし、市民福祉の向上と人権の擁護並びに市勢の振興と発展を図るものとする。

(市民参加)

市民は、法令に定める場合を除き、男女、年齢、人種及び社会的、経済的地位などにより差別されることなく、平等に市政に参加する。

(市政の理念)

市は、市政が市民の信託に基づくことを念頭に、次に掲げることを理念としてその運営に当たるものとする。

- (1) 市政活動を公開し、市民の理解と協力に基づく執行に努めること。
- (2) 市民生活の安全、衛生、福祉の向上、経済の振興を図る施策を立案し、その実施に努めること。
- (3) 市民団体若しくは事業団対等と協力して市民の文化、教育、福祉、安全、衛生、経済の振興などの活動の推進に努めること。
- (4) 市民のための文化、教育、衛生等の公共施設の設置及び改善をはかり利用に供すること。
- (5) 市政執行に当たり、公正かつ明確を旨として、些かも市民の不信、疑惑を受けないように努めること。

(企業・団体の地域参加)

市内で事業を営む事業所若しくは団体は、地域社会の一員として市政に関する情報の提供を受け、必要な意見を述べ、環境の整備その他地域社会との調和をはかりつつ、事業活動を推進するよう努めるものとする。

(情報の公開)

市は、市政に関する情報について、市民に公開するため、公文書の開示を適正に行い、説明責任を果たさなければならない。

条例、その他公示すべきものは、文書によるもののほか、電子式により市民の閲覧に供するものとする。

(個人情報の保護)

市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講ずる。

市は、個人情報に誤って記録されることのないよう、自己の個人情報の開示、訂正、削除等の請求を保障する。

(会議の公開)

市は、審議会その他その主催する会議は、特別の定めによりその決定されたものを除き、すべて公開する。

(説明責任)

市は、市民から市政に関し意見、要望、苦情、その他の申出があったときは、速やかに事実関係を調査し、これに対する見解を添えて応答しなければならない。

(行政評価)

市は、毎年度、市政の執行に関し政策評価を実施し、施策の成果及び問題点を客観的に明らかにすると共に、これを公表しなければならない。

市は、政策評価に関する市民の意見を適切に反映させるように努める。

（市民提案）

市は、毎年度市民に対し、市政の概要、施策、その他市政に関する情報を説明すると共に、市民懇談、調査その他の方法により市民の意見を聞くものとする。

（市民の責務）

市民は、市政への理解を深めると共に公共の利益のため公正な負担を行う。

（地域組織）

市民は、互いの親睦と生活の安全、生活環境の整備、市政との連絡など必要な地域組織を持ち、互いに協力する。

（安全の確保）

市は、市民の安全な生活を守るため、関係機関と連携して、暴力行為の排除並びに交通事故の防止その他災害の抑止に努める。

（議会の責務）

議会の議員は、市民の負託を受け、市政執行について審議し、公正に議決すると共にその執行の適正を確保するよう努める。

議会の議員は、市政の将来を展望し、市民福祉の向上と市の将来の発展をはかるため、住民の負託に応え市政に反映させるよう努める。

議会の議員は、自らの理念と責任において市政について市民に説明し、その理解を深める活動を行う。

（広域協力）

市は、他市町村、都道府県、国その他の公共機関等との広域的な協力関係を維持すると共に相互に連携して自治行政の研究をするため、安全、防災その他の行政能力の向上を図る。

（国際交流）

市は、国際交流の重要性に鑑み、市民相互の交流を図るなど、国際的な理解と親睦を深めます。

（伝統の継承）

市は、相馬野馬追をはじめ、伝統行事、史蹟、文化及び報徳の思想などの保存、継承に努めます。

（公共施設）

市は、上下水道、道路、公園その他の公共施設の設置、維持及び改善をはかり、市民生活の安全と向上に努める。

（産業の振興）

市は、市内産業の立地と振興に努め、雇用の確保と地域経済の振興を図る。

（青少年教育）

市は、児童、青少年の教育を受ける権利を尊重し、その健全な成長を保障しなければならない。

（財政運営）

市は、財源を効率的に活用して財政運営に当たると共にその健全性の確保に努めなければならない。